

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 30 年 4 月 10 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 4 号 非農用地区域設定に係る意見決定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 11名
欠席 1名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	欠	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 青木 一巳

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸
係長 湯越 恵子
仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成30年4月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は3番畑中安生委員と、4番磯永優二委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は9件でございます。9件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から9を、議案書をもとに朗読」全9件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 通り番1及び2について説明いたします。

通り番1について、場所は松江のガソリンスタンド付近を山手に登った農地で、譲渡人 [REDACTED] は耕作管理が出来ないとのことで近隣の譲受人 [REDACTED] に贈与するものです。

通り番2について、場所は譲受人 [REDACTED] の宅地の裏の農地であり、譲渡人 [REDACTED] が耕作管理が出来ないとのことで贈与するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1、2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありますか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

7番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、場所は県道中津豊前線沿いのパチンコ店の横の農地です。譲渡人 [REDACTED] は耕作管理が出来ないとの事で譲受人 [REDACTED] に売買するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

12番委員発言 通り番4、5について説明いたします。

通り番4について、場所は譲受人 [] の農業用倉庫に隣接した農地です。譲渡人 [] は管理が出来ないとのことで [] に贈与するものです。

通り番5について、場所は凱旋池の北側で東九州自動車道に隣接するほ場整備した農地です。譲渡人 [] の息子が豊前市に居住しないとのことで、耕作管理が出来ないため譲受人 [] に農地を売買するものです。 [] は付近を耕作しているので特に問題もありません。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番4、5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番6

6番委員発言 通り番6について説明いたします。この場所は道路を拡幅のため分筆した後の残地が17㎡あり、 [] が執行者となり、死因贈与で農地を相続するものです。特に問題もなく、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員の説明をお願いします。

通り番7

3番委員発言 通り番7について説明いたします。場所は六郎池に隣接する農地です。譲渡人 [] が耕作管理出来ないために譲受人 [] に贈与するものです。 [] の自宅はこの農地の付近であるため、特に問題が無いものと思われれます。宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番8について、地元委員の説明をお願いします。

通り番8

10番委員発言 通り番8について説明いたします。この案件は空き家に付随した農地の指定を受けた農地です。場所は野田池の横にある355㎡の畑で荒れている状態です。譲渡人 [REDACTED] は、耕作管理が出来ないため譲受人 [REDACTED] が空き家と一緒に購入し管理をしていくものです。特に問題も無く間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番9について、地元委員の説明をお願いします。

通り番9

2番委員発言 通り番9について説明いたします。譲渡人 [REDACTED] と譲受人 [REDACTED] は姉妹で [REDACTED] が施設に入所しているため耕作管理が出来ないとのことで [REDACTED] に贈与するものです。特に問題も無く間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番9について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から9は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から9について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。場所は沓川の交差点から10m南の農地で、譲渡人 [REDACTED] は福岡市に在住で耕作管理が出来ないため譲受人 [REDACTED] が購入し宅地分譲にするものです。特に問題も無く、間違

いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案とおりに可決することにいたします。

議長 続いて、議案第4号 非農用地区域設定に係る意見決定についてですが、久路土と岸井のほ場整備地区の関係です。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号非農用地区域設定に係る意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案とおりに可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって4月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成30年4月20日

議長 青木一巳 

3番委員 畑中 亨生 

4番委員 磯永優二 

